

行政文書管理規則の一部改正案について（概要）

令和 4 年 6 月
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項に基づき、行政機関の長から内閣総理大臣に対し、行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号に基づき、諮問いたします。概要は、以下のとおりです。

1 中央労働委員会

- 表記の適正化【第 24 条】（行政機関の長→中央労働委員会会長）

2 環境省

- 令和 4 年 7 月の組織改編に伴う主任文書管理者の追加【第 5 条】

3 防衛省

- (1) 平仄を揃えるための修正【第 8 条第 3 項】（各局→内部部局の各局）
- (2) 表記誤りの修正【第 17 条第 11 項】（文書作成取得日→ファイル作成日）
- (3) 表記の適正化【別表第 2 第 2 項第 1 号イ】
（左欄→事項の欄、右欄→歴史公文書等の具体例の欄）

4 防衛装備庁

- (1) 表記誤りの修正【第 17 条第 11 項】（文書作成取得日→ファイル作成日）
- (2) 表記の適正化【別表第 2 第 2 項第 1 号イ】
（左欄→事項の欄、右欄→歴史公文書等の具体例の欄）

【参考条文】

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号） 抄

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。

府 公 第 1 6 2 号
令和 4 年 6 月 22 日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

(別紙)

行政文書管理規則 改正案一覧

- 1 中央労働委員会行政文書管理規則改正案
- 2 環境省行政文書管理規則の一部改正案
- 3 防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案
- 4 防衛装備庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案